

27 高医薬第 1505 号

平成 28 年 3 月 14 日

高知県病院薬剤師会長 様

高知県健康政策部医事薬務課長

厚生労働省通知の送付について

日頃は、本県の薬務行政にご協力賜り感謝申し上げます。

さて、厚生労働省から下記の通知がありましたので、別添のとおり写しを送付いたします。今回、新たに一酸化二窒素（別名：亜酸化窒素）が、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定される指定薬物に指定され、医療等の用途以外の目的での製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されました。なお、本通知により、指定薬物は合計 2,335 物質となりました。

つきましては、貴会会員へ周知していただきますようお願いいたします。

また、下記 1 の施行通知は、当課のホームページにも掲載しておりますので、併せて周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）
（平成 28 年 2 月 18 日付け薬生発 0218 第 1 号）
2. 指定薬物である「一酸化二窒素を含有する製品」を医療等の用途に供するため
に販売等を行う際の取扱いについて
（平成 28 年 2 月 18 日付け薬生監麻発 0218 第 3 号）
3. 「指定薬物に係る輸入監視の取扱いについて」の一部改正について
（平成 28 年 2 月 18 日付け薬生発 0218 第 5 号）

問い合わせ先

高知県健康政策部医事薬務課

薬事指導 高尾、土居

〒780-8570

高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号

TEL 088-823-9682

FAX 088-823-9137